

調剤報酬点数表 (2019年10月)

調剤技術料

調剤基本料		
調剤基本料 処方箋受付 1回につき	調剤基本料1	42点*1
	調剤基本料2、3、特別調剤基本料(1)に該当しない	
	調剤基本料2*2	
	調剤基本料3、特別調剤基本料(1)に該当せず、下記のいずれかに該当 (1)処方箋受付月4,000回超かつ集中度70%超 (2)処方箋受付月2,000回超かつ集中度85%超 (3)特定医療機関の処方箋受付月4,000回超*3	26点*1
	調剤基本料3*2	
特別調剤基本料(1)に該当せず、同一グループ薬局の処方箋受付回数の合計が①又は②かつ下記のいずれかに該当 (1)集中度85%超 (2)特定医療機関と不動産の賃貸借関係	① 月4万回超 40万回以下	21点*1
	② 月40万回超	16点*1
特別調剤基本料*2 下記のいずれかに該当 (1)不動産取引等のある病院の集中度95%超 (2)調剤基本料1、2、3の届出をしていない		11点*1
分割調剤	長期投薬の分割調剤 1分割調剤につき、2回目以降	5点
	後発医薬品の分割調剤 2回目のみ	5点
	医師の指示による分割調剤 1分割調剤につき	調剤基本料等*4を分割回数で除した点数
地域支援体制加算		35点
後発医薬品調剤体制加算1 (調剤割合75%以上)		18点
後発医薬品調剤体制加算2 (調剤割合80%以上)		22点
後発医薬品調剤体制加算3 (調剤割合85%以上)		26点
調剤料		
内服薬 1剤につき、3剤まで	14日分以下	1~7日目1日につき 5点 8~14日目1日につき 4点
	15~21日分	67点
	22~30日分	78点
	31日分以上	86点
内服用滴剤 1調剤につき		10点
屯服薬 処方箋受付1回につき		21点
浸煎薬 1調剤につき、3調剤まで		190点
湯薬 1調剤につき、3調剤まで	7日分以下	190点
	8~28日分	1~7日目 190点 8~28日目1日につき 10点
		29日分以上
注射薬 処方箋受付1回につき		26点
外用薬 1調剤につき、3調剤まで		10点
調剤料の加算		
嚥下困難者用製剤加算	内服薬のみ 処方箋受付1回につき	80点
一包化加算 処方箋受付1回につき	内服薬のみ	42日分以下 7日につき 34点 43日分以上 240点
	注射薬のみ	中心静脈栄養法用輸液 69点 6歳未満の乳幼児 137点 抗悪性腫瘍剤 79点 6歳未満の乳幼児 147点 麻薬 69点 6歳未満の乳幼児 137点
麻薬加算 1調剤につき		70点
向精神薬加算・覚醒剤原料加算・毒薬加算 1調剤につき		8点
時間外加算及び特例(開局時間外)		調剤技術料*5の100/100
休日加算(開局時間外)		調剤技術料*5の140/100
深夜加算(開局時間外) 22時~翌朝6時		調剤技術料*5の200/100

1点を10円として計算します。

- *1 妥結率50%以下の薬局、妥結率等の状況未報告薬局、かかりつけ機能に係る業務1年間未実施薬局(処方箋受付月600回以下の薬局を除く)は50/100、後発医薬品調剤割合20%以下の薬局(処方箋受付月600回以下の薬局を除く)は2点減算
- *2 医療資源の少ない地域にある薬局(処方箋受付月2,500回以下)は調剤基本料1
- *3 薬局と同一建物内にある複数医療機関の処方箋受付回数は全て合算、同一グループの他の薬局で集中度が最も高い医療機関が同じ場合は当該薬局の処方箋受付回数を含む

調剤料の加算			
夜間・休日等加算(開局時間内) 処方箋受付1回につき 19時(土曜日は13時)~翌朝8時、休日		40点	
自家製剤加算 1調剤につき	内服薬 屯服薬	錠剤、丸剤、カプセル剤、散剤、顆粒剤、エキス剤の内服薬 7日分につき	20点*6
		錠剤、丸剤、カプセル剤、散剤、顆粒剤、エキス剤の屯服薬	90点*6
	外用薬	液剤	45点*6
		錠剤、トローチ剤、軟・硬膏剤、パップ剤、リニメント剤、坐剤	90点*6
計量混合 調剤加算 1調剤につき	内服薬 屯服薬 外用薬	液剤	35点*6
		散剤、顆粒剤	45点*6
	軟・硬膏剤	80点*6	
在宅患者調剤加算 処方箋受付1回につき		15点	

薬学管理料

薬剤服用歴管理指導料 処方箋受付1回につき	① 6か月以内に再来局した患者	41点*7	
	② ①以外の患者	53点	
	③ 特別養護老人ホーム入所患者	41点	
	④ 特例*8	13点	
① ③ ④ の 加 算	麻薬管理指導加算	22点	
	重複投薬・相互作用等防止加算	残薬調整以外	40点
		残薬調整	30点
	特定薬剤管理指導加算	10点	
乳幼児服薬指導加算	12点		
かかりつけ薬剤師指導料 処方箋受付1回につき		73点	
麻薬管理指導加算		22点	
重複投薬・相互作用等防止加算		残薬調整以外 40点 残薬調整 30点	
特定薬剤管理指導加算		10点	
乳幼児服薬指導加算		12点	
かかりつけ薬剤師包括管理料 処方箋受付1回につき		281点	
外来服薬支援料 月1回まで		185点	
服用薬剤調整支援料 月1回まで		125点	
在宅患者訪問薬剤管理指導料	① 単一建物診療患者が1人	650点	
	・患者1人につき月4回まで、がん末期患者等は、週2回かつ月8回まで	② 単一建物診療患者が2~9人 320点	
	・薬剤師1人につき週40回まで	③ ①②以外 290点	
麻薬管理指導加算 1回につき		100点	
乳幼児加算 1回につき		100点	
在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料 月4回まで		500点	
麻薬管理指導加算 1回につき		100点	
乳幼児加算 1回につき		100点	
在宅患者緊急時等共同指導料 月2回まで		700点	
麻薬管理指導加算 1回につき		100点	
乳幼児加算 1回につき		100点	
退院時共同指導料 入院中1回まで、がん末期患者等の場合は入院中2回まで		600点	
服薬情報等提供料1(医療機関の求め) 月1回まで		30点	
服薬情報等提供料2(患者や家族の求め等) 月1回まで		20点	
在宅患者重複投薬・相互作用等防止管理料 処方箋受付1回につき	残薬調整以外	40点	
	残薬調整	30点	
薬剤料			
使用薬剤料	所定単位につき15円以下	1点	
	所定単位につき15円を超える場合の加算	10円又はその端数を増すごとに1点	
特定保険医療材料			
特定保険医療材料		材料価格を10円で除して得た点数	

- *4 調剤基本料、調剤基本料の加算、調剤料、調剤料の加算、薬学管理料
- *5 調剤基本料、調剤基本料の加算、調剤料、無菌製剤処理加算、在宅患者調剤加算の合計、又はかかりつけ薬剤師包括管理料
- *6 予製剤の場合は20/100
- *7 手帳を持参していない患者、調剤基本料1算定薬局以外に来院した患者は53点
- *8 適切な手帳の活用実績が相当程度であると認められない薬局